国が行う補助事業の再評価について

1 再評価の目的

・ 国は、補助金交付の方針の決定を行うため、事業採択後一定期間ごとに事業 実施の妥当性について総合的かつ客観的に再評価を実施。

事業主体評価主体	国(直轄事業)	都道府県等(補助事業)
围	事業採択後、一定期間ごと に当該事業をとりまく諸情 勢を踏まえた評価を行い、 必要に応じ事業の見直し等 の検討を行う	事業採択後、一定期間ごと に事業実施の妥当性につい て総合的かつ客観的に評価 し、補助金交付の方針の決 定を行う
都道府県等		事業採択後、一定期間ごと に当該事業をとりまく諸情 勢を踏まえた評価を行い、 必要に応じ事業の見直し等 の検討を行う

2 評価の手法

〇 全地区評価の実施

- ・社会経済情勢の変化や費用対効果分析 の算定基礎となった要因の変化、事業の 進捗状況等について整理し、技術検討会 において、意見を聴取。
- ・技術検討会で指摘された事項について は、都道府県等に対応方針の検討・報告 を求めた上で、国は評価結果を公表。

〇 技術検討会の設置

~ 客観的な評価の実施 ~

・政策評価の客観性を担保し、多様な意見の反映を図るととともに、評価手法及び透明性の向上を図るため、学識経験者等により構成される技術検討会を各地方農政局等設置

